

秋から始める 2015 年度本試験対策

TAC/Wセミナー 専任講師

渋谷校 姫野 寛之

梅田校 藤岡 隆男

なんば校 中山 慶一

1 ガイダンスの趣旨

本ガイダンスは、平成 26 年度司法書士試験の筆記試験の合格発表を受けて勉強を再開した受験生のために、平成 27 年度司法書士試験に確実に合格するための最大公約方法論を提示することを目的とする。

2 勉強の再開時期

勉強の再開時期が「夏」からである場合と「秋」からである場合とで、その勉強内容に違いはない。これは、中上級者(注)が確実に合格するために必要な知識量が、勉強の再開時期によって違うはずがないからである。

(注) 「中上級者」とは、一般に、基礎講座の受講を終えて、司法書士試験を 1 回受験した受験生をいう。基礎講座は、受験生が過去問を一応解くことができるようにするレベルに設定されているため、「中上級者」とは、過去問を一応解くことができる受験生であるといえる。もっとも、「中上級者」を正確に定義することは、非常に難しいため、2 度目の本気で司法書士試験を受験する受験生を中上級者と捉えておけば足りる。

もっとも、勉強の再開時期が「秋」からである場合には、それが「夏」からである場合に比べ、勉強の再開時期が約 2 か月遅いことになるため、効率的な勉強方法を採用しなければならない。

3 合格への方法論（総論）

（１） 合格に必要なこと（勉強の目的）

司法書士試験に合格するために必要な事項は、過去問を演習及び分析して、既出及び未出の知識をできるだけ多くかつ正確に習得することである。

（２） 合格に必要な教材（勉強するツール）

司法書士試験に合格するために必要な教材は、次のとおりである。

- ① 網羅性の高いテキスト
- ② 判例付きの六法
- ③ 過去問（記述式問題の過去問を含む。）
- ④ 未来問(分析問)

* 多くの中上級者にとって、④は、答練や模試の問題を意味する。

（３） 予備校(中上級講座)の利用

司法書士試験に短期で合格するためには、前記（１）に掲げる目的を、上記（２）を使って、早期に実現する必要がある。そして、この早期の実現を担うのが、中上級講座である。

中上級講座は、単に司法書士試験に合格するためにあるのではなく、短期で確実に司法書士試験に合格するためにある。

(5) 過去問演習及び分析

① 法務省の過去問に対する考え方

資料 1 筆記試験問題の公開について（司法書士試験・土地家屋調査士試験）

法務省では、平成 11 年度から、司法書士試験及び土地家屋調査士試験の両試験について、受験者による筆記試験問題の持ち帰りを認めることとしました。

上記の各筆記試験は、多肢択一式選択問題及び記述式問題により行っていますが、特に多肢択一式選択問題については、その性質上、過去に出題した試験問題との重複が避けられないこと、また、公開すれば、過去の試験問題の暗記等による単なる知識の詰め込みや受験テクニックのみによる受験を助長するおそれがあることなどから、従来、非公開としてきましたが、受験者からの要望などを踏まえて、司法書士試験筆記試験及び土地家屋調査士試験筆記試験の問題を平成 11 年度から公開することとしたものです。なお、試験の公正確保の観点から試験時間中の退出者は問題の持ち帰りはできないこととしております。

② 過去問演習

過去問演習を行う目的は、同一の論点・知識が再度出題された場合に、確実に得点することができるようにすることである。

同一の論点・知識が再度出題された場合でも、過去の出題と同じ問題文にはならないため、過去問の抽象化を行い、形を変えた過去問論点・知識の出題に対応することになる。

＊ 過去問の抽象化は、形を変えた過去問論点・知識を出題する問題において、過去問論点・知識と核を同じくする部分を理解・暗記する作業である。

③ 過去問分析

過去問分析を行う目的は、出題傾向を把握し、過去問に出題されたことがない論点・知識(未出の論点・知識)が出題された場合に、確実に得点することができるようにすることである。

過去問分析は、過去問の射程を超えることがないように注意して行わなければならない。

＊ 過去問の射程を超えるか否かは、過去問論点の有無で判断できる場合が多い。

資料 2 過去問の知識のみで正解できる問題数

		H24	H25	H26
午前の部	憲 法 (3)	0	1	0
	民 法 (20)	12	14	7
	刑 法 (3)	1	0	1
	会社法・商法 (9)	0	1	1
午後の部	民事訴訟法 (5)	3	0	3
	民事保全法 (1)	1	1	1
	民事執行法 (1)	0	0	0
	司法書士法 (1)	0	1	1
	供 託 法 (3)	1	2	2
	不動産登記法 (16)	10	11	7
	商業登記法 (8)	1	1	4

4 方法論(各論)

(1) 択一式試験

① 憲法

- (a) 典型論点(過去問論点を含む。)を題材とする推論問題

* 典型論点を広く捉える。

- (b) 判例の理論及び結論

- (c) 未出の分野

② 民法

判例

③ 刑法

判例(過去問論点が中心)

④ 会社法及び商法

- (a) 会社法(条文の抽象化)

- (b) 判例(旧商法・判例)

- (c) 商法(判例を含む。)

- (d) 平成 26 年会社法等の一部改正

* 資料 3 参照

⑤ 民事訴訟法, 民事執行法及び民事保全法

- (a) 過去問

- (b) 判例

- (c) 近年の改正法

⑥ 司法書士法

- (a) 司法書士法(§ 3[業務], § 22[業務を行ない得ない事件], § 26~46[司法書士法人])

- (b) 過去問(平成 11 年以前の過去問を含む。)

⑦ 供託法

- (a) 弁済供託(過去問中心)
- (b) 執行供託等
- (c) 供託規則(平成 24 年及び平成 26 年供託規則の一部改正を含む。)

⑧ 不動産登記法

- (a) 過去問(各論及び各論的総論)
- (b) 総論

⑨ 商業登記法

- (a) 株式会社に関する登記
- (b) 持分会社に関する登記
- (c) 個人商人に関する登記, 外国会社に関する登記
- (d) 一般社団・財団法人法に関する登記
- (e) 総論

(2) 記述式問題

① 出題傾向（全体）

不動産登記法・商業登記法ともに、出題されている論点は、基本的である。

出題形式の困難にいかにか適切に対応するかが課題である。

＊ 出題形式の困難

- ・ 論点を構成する要素の細分化と配置
- ・ 答案作成上の注意事項
- ・ 答案用紙への記載量の増加
- ・ 問題文の長文化

② 対策（全体）

記述式問題対策は、以下の3つをその柱とする。

(a) 民法，不動産登記法，会社法及び商業登記法等の論点の理解及び暗記

＊ 択一式問題対策の勉強と同じである。ただし，記述式問題化（ある論点が記述式問題で出題された場合に，当該論点を構成する要素がどのようなものとなり，また，どこに配置されるかを検討すること）が必要となる。

(b) 解法の訓練

(c) 申請情報例及び申請書例の暗記

＊ 答案用紙の大部分は，申請情報（不動産登記法）又は申請書（商業登記法）の内容を記載する欄で占められている。

【時間配分・解答順序】

記述式問題に関しては、意図的に時間をかけさせる問題が出題されていると考えられる。また、午後の部における択一式問題と記述式問題とを併せた総合的な時間設定の判断が誤っている（択一式問題と記述式問題との重複が少ないことから、内容の判断はされていると思われる。）。

以下、対策を掲げておく。

① 時間配分に関して、択一式問題の解答時間は、マーク作業を含めて 60 分以内

- * 現場における最も効果の高い記述式問題対策：解答時間の確保

↓

択一式問題の解答時間の短縮

↓

択一式問題において、検討する設問数を減らすなどの解法テクニックの使用

解法テクニック：組合せ問題における「一応」の廃止

② 解答順序に関して、合格者の多くは、択一式問題⇒不動産登記法の記述式問題、商業登記法の記述式問題の順序で解答しているが、近年の出題を見ると、記述式問題を先に検討することを選択肢に入れても良いと考える。

- * 最も理想的なのは、その年度の問題に応じて、臨機応変に対応できることである。

③ 不動産登記法

- (a) 過去問論点
- (b) 記述式問題において未出の択一式問題の過去問論点

④ 商業登記法

会社法・商業登記法のトピック的な論点の習得

資料3 平成 26 年会社法等の一部改正

会社法の一部を改正する法律案

成立日：平成 26 年 6 月 20 日

公布日：平成 26 年 6 月 27 日（法律第 90 号）

施行日：平成 27 年 4 月又は 5 月

※ 「改正会社法に関する解説会」（商事法務・経営法友会主催）での法務省民事局参事官の発言

改正事項

- ① 子会社等及び親会社等の定義の創設
- ② 監査等委員会設置会社制度
- ③ 社外取締役及び社外監査役の要件
- ④ 発行可能株式総数
- ⑤ 株式買取請求に係る株式等の買取りの効力が生ずる時等
- ⑥ 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度
- ⑦ 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由
- ⑧ 全部取得条項付種類株式の取得
- ⑨ 特別支配株主の株式等売渡請求
- ⑩ 株式の併合により端数となる株式の買取請求
- ⑪ 募集株式が譲渡制限株式である場合等の総数引受契約
- ⑫ 支配株主の異動を伴う募集株式の発行等
- ⑬ 仮装払込みによる募集株式の発行等
- ⑭ 新株予約権無償割当てに関する割当通知
- ⑮ 社外取締役を置いていない場合の理由の開示
- ⑯ 会計監査人の選任等に関する議案の内容の決定
- ⑰ 企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備
- ⑱ 取締役及び監査役の責任の一部免除
- ⑲ 親会社による子会社の株式等の譲渡
- ⑳ 会社分割等における債権者の保護
- ㉑ 組織再編等の差止請求
- ㉒ 略式組織再編、簡易組織再編等における株式買取請求
- ㉓ 準備金の計上に関する特則
- ㉔ 株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格
- ㉕ 株主代表訴訟の原告適格の拡大等
- ㉖ 監査役の監査の範囲に関する登記

会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

成立日：平成 26 年 6 月 20 日

公布日：平成 26 年 6 月 27 日（法律第 91 号）

施行日：一部の規定を除き、会社法の一部を改正する法律の施行の日

5 上級(総合)本科生等

このレジュメでに示した対策を行うのが、TAC/Wセミナーの中上級講座 上級(総合)本科生 である。

【上級(総合)本科生を構成する各講座の使用教材】

講座名		使用教材
択一式対策講座	理論編	テキスト1 + 復習用問題集
	実践編	テキスト2 + 実践総合演習用教材
記述式対策講座	理論編	モデルノート + テキスト3
	実践編	テキスト4

(1) テキスト1

網羅的なテキスト

※ 2014 年合格目標 択一式対策講座【理論編】におけるズバリの中は、
資料4 (別紙) のとおりである。

(2) テキスト2

出題可能性が高い論点・知識を題材とする設問別問題集と図表等

(3) テキスト3

記述式問題の出題傾向、解法、出題可能性がある論点の説明書

(4) テキスト4

出題可能性がある論点等を題材とする論点別の問題集等

以 上

1 総合

	的中設問数	的中率
午前の部	159／175	90.8%
午後の部	163／177 ※	92.0%
合 計	321／352	91.4%

※ 第 31 問の設問が 7 個であるため、午後の部の設問数の合計は、175 個ではなく、177 個となる。

2 午前の部

		設 問 ※				
		ア	イ	ウ	エ	オ
第 1 問	憲 法	憲・刑 p71	憲・刑 p71	憲・刑 p72	憲・刑 p73	憲・刑 p72
第 2 問		憲・刑 p190	憲・刑 p183	憲・刑 p205	憲・刑 p181	憲・刑 p183
第 3 問		憲・刑 p211		憲・刑 p213	憲・刑 p213	憲・刑 p232
第 4 問	民 法	民 I p32				
第 5 問		民 I p37	民 I p37	民 I p41	民 I p54・55	民 I p54
第 6 問		民 I p82	民 I p89	民 I p83	民 I p88	民 I p83
第 7 問		民 I p102	民 I p177	民 I p100	民 I p115	民 I p93・100
第 8 問		民 I p111	民 I p108	民 I p109	民 I p119	民 I p108
第 9 問		民 I p163		民 I p164	民 I p162	
第 10 問		民 I p185・188・190	民 I p229	民 I p186・189	民 I p187	民 I p191
第 11 問		民 I p216	民 I p216	民 I p214	民 I p216	民 I p216
第 12 問		民 I p235	民 I p236, II p56	民 I p257	民 I p287	民 I p207・248・249
第 13 問		民 I p266	民 I p267	民 I p266	民 I p262	民 I p269
第 14 問		民 I p290	民 I p290	民 I p288	民 I p289	民 I p290
第 15 問		民 I p308・310	民 I p310	民 I p309	民 I p303・308	民 I p308
第 16 問		民 II p19・26	民 II p23・32	民 I p209	民 II p22・31	民 II p31
第 17 問		民 II p111	民 II p71・111	民 II p76	民 II p79・111	民 I 229, II p112
第 18 問		民 II p192	民 II p193	民 II p194		
第 19 問		民 II p205	民 II p205・206	民 II p205	民 II p207	民 II p209
第 20 問		民 II p295	民 II p306	民 II p299	民 II p346	民 II p297
第 21 問		民 II p307	民 II p307	民 II p307	民 II p311・312	民 II p314
第 22 問		民 II p372	民 II p373	民 II p376	民 II p374	民 II p383
第 23 問		民 II p406	民 II p408	民 II p399	民 I 113, II p401	民 II p398・399
第 24 問	刑 法	憲・刑 p412	憲・刑 p413・431	憲・刑 p418	憲・刑 p429	憲・刑 p426・427
第 25 問		憲・刑 p441	憲・刑 p442	憲・刑 p441	憲・刑 p438	憲・刑 p442
第 26 問		憲・刑 p531		憲・刑 p394・529	憲・刑 p529	
第 27 問	会 社 商	商登 p86	会・商 p16	会・商 p53	会・商 p39・42	会・商 p540
第 28 問		会・商 p55			会・商 p55	
第 29 問		会・商 p89	会・商 p90・91	会・商 p91	会・商 p90	会・商 p90
第 30 問		会・商 p235	会・商 p232・235	会・商 p238・239	会・商 p240	商登 p266
第 31 問						
第 32 問		会・商 p377	会・商 p378	会・商 p385	会・商 p383・386	会・商 p403
第 33 問		会・商 p418	会・商 p419	会・商 p419	会・商 p423	会・商 p421
第 34 問		会・商 p452	会・商 p11・451	会・商 p332・333・482	会・商 p335・491	商登 p458
第 35 問		会・商 p600	会・商 p601		会・商 p601	会・商 p601

* 問題番号がゴシック体のものは、択一式対策講座【理論編】で正解できる問題である（午後の部も同じ）。

※ 第 2 問は、アからオではなく、1 から 5 である。

3 午後の部

		設 問				
		ア	イ	ウ	エ	オ
第 1 問	民訴法	民訴等 p62	民訴等 p62	民訴等 p66		民訴等 p66・67
第 2 問		民訴等 p146	民訴等 p154	民訴等 p167	民訴等 p213	民訴等 p199
第 3 問		民訴等 p169	民訴等 p166	民訴等 p185・186		民訴等 p189
第 4 問		民訴等 p99		民訴等 p71	民訴等 p75	
第 5 問		民訴等 p206	民訴等 p206	民訴等 p206	民訴等 p130	民訴等 p208
第 6 問	民保法	民訴等 p451	民訴等 p446	民訴等 p452	民訴等 p452・453	民訴等 p448
第 7 問	民執法	民訴等 p303	民訴等 p306		民訴等 p359	民訴等 p285
第 8 問	司書法	供・書 p208	供・書 p212	供・書 p193	供・書 p218	供・書 p168
第 9 問	供託法	供・書 p128	供・書 p157	供・書 p142	供・書 p26	供・書 p129・135
第 10 問		供・書 p45・46	供・書 p45	供・書 p45	供・書 p44	供・書 p131・132
第 11 問		供・書 p100	供・書 p9・10・71	供・書 p73	供・書 p73	供・書 p140
第 12 問	不登法	不登 I p55, II p149	不登 I p55, 234	不登 I p55, 341	不登 I p57	不登 I p322
第 13 問		不登 I p62・63	不登 I p61・63	不登 I p61・63		
第 14 問		不登 I p285	不登 I p375	不登 I p292	不登 I p368	不登 I p243
第 15 問		不登 I p371	不登 II p64		不登 II p126	不登 II p162
第 16 問		不登 II p177	不登 II p174	不登 II p174		不登 II p182
第 17 問		不登 I p163・164	不登 I p160	不登 I p248, II p173・174	不登 I p162	不登 I p163
第 18 問		不登 I p253	不登 I p193	不登 I p205	不登 I p253	不登 I p231
第 19 問		不登 II p192	不登 I p264, II p159	不登 I p263	不登 I p259	不登 I p260
第 20 問		不登 II p139	不登 I p192	不登 I p227・228	不登 II p139	不登 I p376
第 21 問		不登 II p121	民 II p398	不登 I p81・82	不登 I p200	不登 I p201
第 22 問		不登 I p352・351	不登 I p352・351	不登 I p352・351	不登 I p352・351	不登 I p352
第 23 問		不登 I 27・32・33, II p38		不登 II p12・13	不登 II p24	不登 II p23
第 24 問		不登 II p197	不登 II p200	不登 II p201	不登 II p200	不登 II p201
第 25 問					不登 I p18	不登 I p18
第 26 問		不登 II p88	不登 I p25, II p91	不登 II p91	不登 I p55, II p94	不登 II p91
第 27 問		不登 I p383	不登 I p383	不登 I p385	不登 I p385	不登 I p386
第 28 問	商登法	商登 p4	商登 p19	商登 p28	商登 p50	商登 p50
第 29 問		商登 p78	商登 p77	商登 p79	商登 p78	商登 p84・85
第 30 問		商登 p97	商登 p94・95	商登 p98	商登 p97	商登 p97
第 31 問		※				
第 32 問		商登 p308	商登 p308	商登 p309	商登 p308	商登 p330
第 33 問		商登 p164	商登 p167	商登 p161	商登 p168	商登 p161
第 34 問		商登 p267	商登 p262・263	商登 p256		商登 p259
第 35 問		商登 p462	商登 p451・426	商登 p464	商登 p462	商登 p460

※ 設問がア〜キであるため、以下に示す。

第 31 問	商登法	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
		商登 p 180	商登 p 131	商登 p 146	商登 p 178	商登 p 417	商登 p 483	商登 p 489